

患者への加害を繰り返す精神科医をなぜ止められなかったのか？

① 医師法第7条（医師免許に関する処分）の規定及びその運用の問題点

(1) 医師免許の行政処分に時間がかかりすぎる

- 司法によって刑が確定した、あるいは行政による保険医取消などの処分が確定された件でさえ、医師免許の行政処分には極めて長期間を要し、その間診療が可能。
- 行政手続法の規定により、不利益処分を課すには意見や弁明の聴取を行う必要がある。行政側の人員が足りないのか、処分対象者の引き伸ばし工作に対し行政側が強く出られないのか不明だが、厚労省によればこの聴取を出来ないのが手続が進まない理由とこと。そして、国民は手続がどこまで進んでいるのか知ることができない。
- 他の行政不利益処分、例えば教員免許や運転免許に関する取消処分と比較した場合、刑事の確定から行政処分までの期間のバラつきに妥当性や公平性があるのか。

直近の医師免許取消処分の事例

| 最終判決日 | 行政処分決定日 | 時間差 | 司法処分等 |
|------------|------------------------|--------|--------------------------------|
| 令和3年3月4日 | 令和8年2月4日 以下全て免許取消処分 | 4年11月 | 脱税・詐欺等 懲役3年罰金1000万円 |
| 令和4年11月15日 | 令和8年2月4日 | 3年3月 | 健康診断で盗撮等 懲役2年6月執行猶予4年 |
| 令和6年3月21日 | 令和8年2月4日 | 1年11月 | 不同意わいせつ 懲役1年6月執行猶予3年 |
| 令和4年11月15日 | 令和7年12月3日 | 3年1月 | 準強制わいせつ 懲役2年6月執行猶予4年 |
| 令和3年7月28日 | 令和7年8月6日 | 4年1月 | 強制わいせつ致傷 懲役3年執行猶予5年 |
| 令和4年5月12日 | 令和7年3月19日 | 2年10月 | 強制わいせつ・詐欺 懲役3年執行猶予4年 |
| 令和3年3月5日 | 令和7年3月19日 | 4年 | 児童買春・児童ポルノ製造等 懲役3年執行猶予5年 |
| 令和元年12月18日 | 令和6年11月27日 | 4年11月 | 放火 懲役3年執行猶予5年 |
| 平成26年1月10日 | 令和6年11月27日 | 10年10月 | 器物損壊罪、暴行罪、窃盗罪、 詐欺罪等 直近は懲役1年 |
| 令和3年9月22日 | 令和6年7月4日 | 2年10月 | 児童福祉法違反 懲役3年執行猶予4年 |

※市民の人権擁護の会日本支部調べ

(2) 「医師としての品位を損するような行為」(1項)を理由とした処分の有名無実化

- これまでに3件しか適用がない(直近は昭和57年)
- 不利益処分の規定でありながら、具体的な基準が定められず、公開もされていない。
- 2021年4月より、精神科主治医の立場を利用して複数の女性患者と性的関係を持ち、うち2名が自殺した件(※名誉毀損裁判で、その真実性あるいは真実相当性が認められた)で遺族と当会が同項の適用を求めたことをきっかけに、医道審議会医道分科会で、「品位を損する行為」の基準づくりに向けた議論を始めた。
- しかし、2024年9月15日、読売新聞が「わいせつ行為の医師の行政処分、基準づくり不調…厚労省審議会の議論打ち切りに」と題する記事を報道。
- 2024年11月29日の定例記者会見で、厚生労働大臣は「医師としての品位を損するような行為」の解釈について、同年2月の分科会で議論をとりまとめたものの一定の方向性を示すには至らなかったことを認めたが、省内で引き続き検討を深めていくことを明言。しかしいまだに成果が認められない。

(3) 示談になると処分の対象にならない

- 2018年12月、精神科クリニック院長が患者への強制わいせつで逮捕されたが示談が成立し、不起訴となり、翌月から診療再開。院長は事実を認めていた。過去にも同様の事件で書類送検されたが、その時も示談で切り抜け、行政処分には至らなかった。
- 患者へのわいせつ行為は悪質であり、被害者が複数である場合は通常免許取消に相当する。示談によって不起訴となれば、事実を認められても不問となり免許は温存されるという運用は、被害者が声を挙げられない犯罪に対して、公平性があるのか。

(4) 将来の免許取り消しが確定的な事案でも、その間の医業の提供に制限は無い

- 患者の女子中学生にわいせつ行為をしたとして、2021年9月22日に有罪となった児童精神科医は、公判で医師を辞めると宣言し執行猶予を得たにもかかわらず、2024年7月4日に免許取消の行政処分が発表される直前まで精神科病院で勤務していた。
- 複数患者への強制わいせつで2025年に実刑(懲役4年)となった精神科クリニック院長は、保釈中に遠方の精神科医療機関で勤務していた。

② 精神医療の特殊性

(1) バイオマーカーが存在しないため、検証が困難

- 身体医療と異なり、精神医療では診断する際の客観的な指標となるバイオマーカー(生物学的指標)が存在しない。精神疾患や発達障害は、精神科医が患者に対する問診を通して症状を観察し、主観的に診断せざるを得ない。診断には絶対的、客観的な正しさがあるわけではなく、検証も困難である。
- 根拠が無くても診断をすることがたやすく、検証が困難であることから、不正の温床

となり得る。統合失調症の演技をして入院し、生命保険会社から給付金を 3650 万円だまし取ったトクリュウの詐欺事件、失業保険や傷病手当の不正取得を助長するうつ病診断書の取得マニュアル、向精神薬不正取得・売買目的の詐病などが社会問題となっている。

(2) 精神科医の権限や影響力が強大

- 弱い立場にある患者に対して精神科医は絶対的な権力がある（権力の非対称性）。治療の必要上、患者は家族にも打ち明けられない過去や内面を話すことがあるが、それによって疑似的な恋愛感情を抱く「陽性転移」が生じたり、秘密を握られていることに不安を抱いたりする。精神科医はそれに付け込むことで容易に支配や搾取が可能となるが、法令や職業倫理が現場で徹底されているとは限らない。特に管理者である医師が医療と経営双方で絶対的な権力を握る個人精神科クリニックでは、その暴走を食い止めることが困難。
- 診断や処方が医師のみの権限であるのは他科と変わらない。しかし、本人の言い分のみに基づき、職場のパワハラでうつ病になった、配偶者の DV で PTSD が発症したなど診断する診断書や意見書が、特定の団体や個人の名誉を貶める目的で越権的に使われることがしばしばある。捏造が容易である一方で悪用された側が訂正するのは困難。
- 精神保健指定医ともなれば、権限はさらに強大であり、本人の意思に反して入院や行動制限を強制できる。悪用・乱用が容易である一方、その被害を防ぐ手段は乏しい。
- 向精神薬の不正売買は今や大きな問題であるが、主な入手先は医療機関であり、安易に処方する精神科医がその背景にある。明らかに薬入手目的の患者に対しても漫然と薬を処方する事例もある。不審な処方に対しても調剤権しかない薬剤師は疑義照会しかできない。

(3) 虐待防止や告発・通報が十分に機能していない

- 2024 年度より精神科病院内での虐待について通報義務が課され、初年度で 260 件もの虐待が認定された。義務化される以前は 5 年間で 72 件の虐待（の疑い）しか報告されなかったことを考慮すると、多くの虐待が隠されてきたことを意味する。ようやく可視化されるようになった一方、自治体ごとの格差が大きく、職員や入院患者に通報窓口の存在が十分に知られていないこともうかがえる。
- 精神科クリニックは虐待通報義務の対象ではなく、被害を受けても通報する窓口がない。診察時に他の職員が立ち会わない精神科クリニックは多く、密室の中でおいせつ被害に遭う事例も絶えない。警察に相談や通報をしても、保健所等と情報が共有されない限り、医療法に基づいた適切な指導ができず、また通常証拠もない。

結論：根拠があいまいでも強い権限を行使できる精神科医には特に高い倫理性が求められるが、倫理性の無い精神科医の存在を排除できない医療行政が、虐待・不正の蔓延や新たな被害を許している。法改正、法運用の強化によって、被害を防ぐことが急務。

令和6年度 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況

(市民の人権擁護の会日本支部調べ)

| | 発見者からの 通報件数 | 障害者からの 届出件数 | 小計 | 虐待認定件数 | 6月30日時点 の入院患者数 | 入院患者数あ たりの虐待認 定件数(%) | |
|------|----------------|----------------|-----|--------|-------------------|----------------------------|-----|
| 北海道 | 17 | 9 | 26 | 1 | 8,849 | 0.011 | |
| 青森県 | 5 | 20 | 25 | 1 | 3,330 | 0.030 | |
| 岩手県 | 4 | 7 | 11 | 4 | 3,036 | 0.132 | |
| 宮城県 | 14 | 14 | 28 | 0 | 2,756 | 0.000 | |
| 秋田県 | 7 | 1 | 8 | 3 | 3,152 | 0.095 | |
| 山形県 | 7 | 10 | 17 | 1 | 2,943 | 0.034 | |
| 福島県 | 20 | 7 | 27 | 2 | 3,985 | 0.050 | |
| 茨城県 | 27 | 54 | 81 | 4 | 5,337 | 0.075 | |
| 栃木県 | 11 | 4 | 15 | 6 | 3,757 | 0.160 | |
| 群馬県 | 33 | 18 | 51 | 15 | 4,407 | 0.340 | 4位 |
| 埼玉県 | 49 | 226 | 275 | 7 | 7,672 | 0.091 | |
| 千葉県 | 55 | 249 | 304 | 5 | 8,292 | 0.060 | |
| 東京都 | 125 | 577 | 702 | 24 | 16,899 | 0.142 | |
| 神奈川県 | 23 | 45 | 68 | 5 | 4,745 | 0.105 | |
| 新潟県 | 10 | 60 | 70 | 2 | 2,970 | 0.067 | |
| 富山県 | 10 | 29 | 39 | 0 | 2,631 | 0.000 | |
| 石川県 | 13 | 80 | 93 | 5 | 3,031 | 0.165 | |
| 福井県 | 6 | 76 | 82 | 0 | 1,604 | 0.000 | |
| 山梨県 | 17 | 1 | 18 | 12 | 1,722 | 0.697 | 2位 |
| 長野県 | 27 | 69 | 96 | 2 | 3,611 | 0.055 | |
| 岐阜県 | 20 | 269 | 289 | 4 | 3,009 | 0.133 | |
| 静岡県 | 41 | 36 | 77 | 5 | 2,990 | 0.167 | 10位 |
| 愛知県 | 45 | 156 | 201 | 9 | 6,496 | 0.139 | |
| 三重県 | 21 | 128 | 149 | 3 | 3,822 | 0.078 | |
| 滋賀県 | 8 | 44 | 52 | 2 | 1,766 | 0.113 | |
| 京都府 | 8 | 29 | 37 | 0 | 1,827 | 0.000 | |
| 大阪府 | 126 | 515 | 641 | 25 | 12,036 | 0.208 | 7位 |
| 兵庫県 | 43 | 121 | 164 | 6 | 6,069 | 0.099 | |
| 和歌山県 | 5 | 2 | 7 | 1 | 2,330 | 0.043 | |
| 奈良県 | 12 | 60 | 72 | 2 | 1,373 | 0.146 | |
| 鳥取県 | 2 | 2 | 4 | 2 | 1,272 | 0.157 | |
| 島根県 | 8 | 14 | 22 | 4 | 1,721 | 0.232 | 6位 |
| 岡山県 | 19 | 20 | 39 | 9 | 1,879 | 0.479 | 3位 |
| 広島県 | 15 | 75 | 90 | 3 | 4,816 | 0.062 | |

| | | | | | | | |
|-------|------|------|------|-----|--------|-------|-----|
| 山口県 | 16 | 17 | 33 | 6 | 4,897 | 0.123 | |
| 徳島県 | 10 | 5 | 15 | 1 | 2,737 | 0.037 | |
| 香川県 | 9 | 8 | 17 | 0 | 2,744 | 0.000 | |
| 愛媛県 | 7 | 46 | 53 | 1 | 2,680 | 0.037 | |
| 高知県 | 22 | 7 | 29 | 3 | 2,634 | 0.114 | |
| 福岡県 | 34 | 328 | 362 | 4 | 9,788 | 0.041 | |
| 佐賀県 | 11 | 13 | 24 | 3 | 3,411 | 0.088 | |
| 長崎県 | 22 | 43 | 65 | 10 | 5,904 | 0.169 | 9 位 |
| 熊本県 | 12 | 19 | 31 | 2 | 4,199 | 0.048 | |
| 大分県 | 9 | 3 | 12 | 1 | 4,408 | 0.023 | |
| 宮崎県 | 7 | 18 | 25 | 0 | 4,693 | 0.000 | |
| 鹿児島県 | 5 | 1 | 6 | 0 | 7,657 | 0.000 | |
| 沖縄県 | 17 | 23 | 40 | 7 | 4,376 | 0.160 | |
| 札幌市 | 59 | 234 | 293 | 8 | 5,895 | 0.136 | |
| 仙台市 | 1 | 76 | 77 | 0 | 2,086 | 0.000 | |
| さいたま市 | 3 | 41 | 44 | 0 | 963 | 0.000 | |
| 千葉市 | 8 | 26 | 34 | 0 | 655 | 0.000 | |
| 横浜市 | 21 | 100 | 121 | 10 | 3,934 | 0.254 | 5 位 |
| 川崎市 | 16 | 83 | 99 | 1 | 1,469 | 0.068 | |
| 相模原市 | 9 | 11 | 20 | 1 | 795 | 0.126 | |
| 新潟市 | 5 | 6 | 11 | 1 | 2,146 | 0.047 | |
| 静岡市 | 0 | 20 | 20 | 0 | 737 | 0.000 | |
| 浜松市 | 11 | 16 | 27 | 11 | 1,341 | 0.820 | 1 位 |
| 名古屋市 | 35 | 246 | 281 | 3 | 3,370 | 0.089 | |
| 京都市 | 10 | 23 | 33 | 4 | 2,393 | 0.167 | |
| 大阪市 | 1 | 10 | 11 | 0 | 165 | 0.000 | |
| 堺市 | 9 | 70 | 79 | 1 | 1,959 | 0.051 | |
| 神戸市 | 6 | 15 | 21 | 1 | 2,672 | 0.037 | |
| 岡山市 | 15 | 45 | 60 | 1 | 1,970 | 0.051 | |
| 広島市 | 25 | 122 | 147 | 5 | 2,510 | 0.199 | 8 位 |
| 北九州市 | 6 | 22 | 28 | 0 | 3,362 | 0.000 | |
| 福岡市 | 10 | 7 | 17 | 0 | 3,197 | 0.000 | |
| 熊本市 | 8 | 21 | 29 | 1 | 2,643 | 0.038 | |
| 合計 | 1292 | 4752 | 6044 | 260 | 250525 | 0.104 | |

※入院患者数は令和 6 年度精神保健福祉資料調査（630 調査）より

※政令指定都市がある都道府県の入院患者数は政令指定都市分を引いて計算

※各自治体の HP で数値を確認

※厚生労働省発表（2026 年 1 月 19 日）の全国値と異なるのは札幌市の数値誤り等の影響